Legal Support

いつも、あなたのそばに。
always by your side

Legal Support Press

2014年
特集号
Vol.8

【リーガルサポートプレス】リーガルサポートは全国の司法書士が構成する団体です

特別寄稿

成年後見のいま―歴史の転換点がくるのか？
上山 泰 氏［新潟大学法学部教授］

身元保証問題と〝無縁社会〟
吉田克己 氏［早稲田大学大学院法務研究科教授］

新成年後見制度制定
リーガルサポート設立

Legal Support
15th Anniversary

15周年記念

We have a dream.



公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート
理事長　松井 秀樹

成年後見センター・リーガルサポートの設立15周年にあたり、これまでご指導ご鞭撻をいただいた皆様へ、そしてリーガルサポートの事業にご賛同をいただいた皆様へ、深甚の感謝を申し上げる次第です。リーガルサポートは現在会員数約7,000人、後見人等の継続受任件数約3万数千件であり、わが国最大の後見人供給団体となっております。わたくしたちはこれからも皆様の声に真摯に耳を傾け、皆様と協働し、高齢者・障害者等の権利の擁護と福祉の増進に寄与するために努力してまいります。

さてリーガルサポートは日本司法書士会連合会の主導のもと、1999年12月に法務省の許可を得て設立されました。司法書士を正会員とするわが国初の成年後見人を供給する公益法人として誕生しました。わたくしはリーガルサポートの設立準備に関わった発起人の一人として、かつリーガルサポート設立時からの役員として、そして新成年後見制度の始まりの時代に身を置いていた一人の司法書士として、その当時に考えていたことを記したいと思います。

「成年後見制度の広がりは、地域社会の再生の一つのきっかけに、なり得るのではないか」

これがわたくしを強く捉えていた命題でした。そしてこの想いは設立時からリーガルサポートに関わった多くの司法書士が抱いていた命題であったと思われます。では何故わたくしたちはこのように発想したのでしょうか。

新成年後見制度の理念面から、このことを見てみたいと思います。

新成年後見制度には、従来からある本人保護の理念に、自己決定の尊重、現有能力の活用、そしてノーマライゼーションという理念が追加されました。被後見人は非常に多くの場合住み慣れたわが家に住み続けることを希望します。その自己決定を尊重しようとするならば、その方を支援するネットワークがその方の住まう地域で必要になります。被後見人の現有能力が活用される場は、多くの場合その方がそれまで生活してきた地域の中にあります。そして障害のある人も地域の中で通常の生活ができる社会を創ろうというノーマライゼーションの理念にいたっては、直接に地域社会の充実を要請しています。つまり新成年後見制度は被後見人の権利の擁護に直結する制度であるのですが、それだけにとどまらない効果を内包しているのです。

具体例からこのことを見てみましょう。

通常、わたくしたちが後見人に選任されるケースでは、在宅生活をしている方の後見人となることが非常に多くあります。在宅者の後見執務を遂行していて特に思うことは、被後見人本人の生活を維持するためには、その地域におけるネットワークの構築が必要になるということです。つまり、ケアマネジャーとも、ヘルパーとも、地域包括支援センターとも、社会福祉協議会とも、場合によっては民生委員や、近所の商店や近隣の方や地元の町内会とも連携が必要な場合があります。このようなネットワークの構築は、後見人が選任されることで、本人を支援する一つの輪としてつながっていくように思います。そしてこの輪の中に入るすべての方々が、気づき、繋げる、見守るという、自身の役割を担うのです。このことが地域社会再生のきっかけを孕んでいるのはないのかとわたくしたちは考えるのです。

現在は認知症高齢者は推定で460万人と言われる時代です。この多くの方が成年後見人の育成は必須であった場合（そのためには「共助」の精神に富んだ市民後見制度を利用しますが）、それは第一にその方の権利の擁護と福祉の増進に寄与していきますが、先に示したわたくしたちのもった命題にも行き着くのではないか。それは個人の尊厳や、個人の自律、個人のプライバシーに配慮された、過干渉ではない支援のなされ得る、新しい地域社会の構築です。それはわが国の戦前に濃密にあった地域共同体とは違う、新しい地域社会の創造です。このような発想は絵空事であるのでしょうか。

We have a dream.
私達は、一つの夢を、もっています。

この拙文のタイトルに記した言葉はこの夢を指し示しているのです。そしてここにいう「私達」とは、リーガルサポートの構成員を含んでいることはもちろんですが、それだけを意味するのではありません。「私達」とは本人を支援するネットワークの輪の中に入ってくるすべての皆様であり、この一人ひとりが地域社会を再生させるきっかけの「一人」となり得る、そのような希（ねが）いを込めているのです。

「一人を支えていく活動はやがて地域社会を支える活動につながっていく」

リーガルサポートは、これからも、皆様とのより一層の連携と協働を、お願い申し上げる次第です。



新成年後見制度制定・リーガルサポート設立 15周年記念　特別寄稿①

成年後見のいま―歴史の転換点がくるのか？

上山　泰氏
（かみやま やすし）

現在、新潟大学法学部教授
成年後見に関する主著として、『専門職後見人と身上監護（第2版）』（民事法研究会、2010年）、『成年後見制度の新たなグランド・デザイン』（法政大学出版局、2013年［共著］）ほか多数。

【一 公理の揺らぎ】

現行制度の導入以来、わが国の成年後見政策は利用拡大をいわば公理として進められてきた。たとえば、先進国の成年後見利用率を全人口の1％と仮定したうえで、後見人の将来需要を予測し、近い将来の「後見爆発」に備えた後見人の供給母体の確保が喫緊の課題として語られてきた。厚労省の市民後見推進事業の後押しを受けて進む、近時の各市町村での市民後見人育成ブームは、まさにこの流れの象徴である。

ところが、本年初頭の障害者権利条約の批准によって、いまやこの公理が根底から揺らぎ始めている。というのも、この条約の策定過程で掲げられた基本理念である「代理・代行決定（substituted decision-making）から意思決定支援（supported decision-making）へのパラダイム転換」が、批准国を対象とした国際モニタリングの中で、ある種の教条主義的な厳格さと熱情をもって、国連障害者権利委員会から各国に要請されているからである。本年10月現在、既に19か国のモニタリングが終了しているが、これらすべての総括所見の中で、対象国の法定後見制度が条約12条に違反している旨の勧告が出されている。委員会の姿勢が劇的に変わらない限り、わが国の法定後見も、成年後見・保佐の両類型のみならず、「必要性の原則」に立脚した補助類型まで含めて、全廃を求められる公算が強い。かくして、いまや手放しで利用促進を称賛することは難しくなったといえる。

【二 条約12条の規範の変容】

もっとも、冷静に考えてみれば、2008年発効というまだ歴史の浅い条約であることを考慮しても、これまでのモニタリング対象国の法定後見制度が全て否定され続けるという現状は、いささか奇妙でもある。しかも、枕を並べて討死した諸国の中には、条約交渉に参画した各国政府代表の中でも最も障害当事者寄りの立場から審議をリードしていたオーストラリアも含まれているのである。ついでにいえば、ごく最近、この戦死者リストの中に新しく韓国の名前も加わった（2014年10月3日付の韓国政府報告書への総括所見）。実は、韓国は昨年7月に新しい成年後見制度を定めた新民法を施行したばかりであり、しかも、この新制度は条約の適正な実施のために策定されたはずのものだったのである。

さて、国連で条約交渉に臨んでいた各国は、2006年の条約採択時に、こうした事態を予測していただろうか？　もちろん、答えは否である。実は12条の規定振りは、条約全体の中でも最大の争点の1つであり、各国の意見は激しく対立していたのだが、そこには一定の最大公約数的な見解の合致もあったのである。簡単にいえば、「代理・代行決定に対する意思決定支援の原則的な優越性」を基本理念として認めたうえで、本人保護の「最後の手段（last resort）」として、必要最小限の範囲に限って、例外的に代理・代行決定の余地も残すというのが、各国のほぼ共通した理解であったといえる（上山泰「現行成年後見制度と障がいのある人の権利に関する条約12条の整合性」菅富美枝編『成年後見制度の新たなグランド・デザイン』（法政大学出版局、2013年）39頁）。わが国の制度に引き直していえば、制限行為能力制度の存続には議論の余地があるとしても、少なくとも必要最小限の範囲での法定代理制度の存置は条約12条に反しないことになる。なぜなら、たとえば消費者保護法制の拡充のような立法的対応も視野に入れれば、制限行為能力制度よりも本人の制約が少なく、差別性も薄い、他の保護手段で代替できるが、法定代理制度の完全な代替策を見出すことは非常に困難だからである。典型的な例を挙げれば、交通事故で植物状態となった患者の場合、事前の任意後見契約がないかぎり、当該事案の具体的ニーズに即した必要最小限の法定代理による支援（損害賠償に関する交渉や保険金の受け取り等）は必要だろう。

ところが、条約の実施段階になって、条約12条の内容は大きく変容した。というのも、モニタリングを担う国連障害者権利委員会が、意思決定支援へのパラダイム転換の貫徹を強調し、「既存の代理・代行決定の仕組みを全廃して、意思決定支援制度への全面転換を実現しないかぎり、条約12条に違反する」という、きわめてラディカルな解釈を採ったからである。この理解は、条約12条の公的な解釈指針である「一般的意見1号（General comment No.1：2014年4月11日採択）」の中でも明言されている。加えて、一般的意見は、補充的に代理・代行決定の仕組みを並置する形態も条約違反になるとしたうえ、12条は市民的・政治的権利に関する規定であるから、締約国は意思決定支援体制への即時転換を図る必要があると指摘している。もっとも、「理念としての意思決定支援」（判断能力不十分者への関わり方に対する基本姿勢としての意思決定支援）については、ある程度の共通イメージがあるとしても、「法制度としての意思決定支援」の

具体的な仕組みは国際的にも未確立なので、従来の法定代理の仕組みを直ちに全廃して、意思決定支援制度に全面的に移行させることは、あまり現実的とはいえない。たしかに、カナダの一部の州やチェコのように法制度としての意思決定支援の仕組みを持つ国もある。しかし、こうした国でも、意思決定支援はあくまでも複数の選択肢のうちの1つであるにすぎず、法定代理制度も依然として併存していることに留意すべきだろう。おそらく、現時点で法制度としての意思決定支援への全面転換が実現している国は世界のどこにも存在しないのである。

【三 わが国の特殊事情】

とはいえ、こうした国際的な環境の激変の中で、いまや成年後見政策の力点を単純な利用拡大路線に置くわけにいかなくなったのは確かである。ところが他方で、わが国の場合、いまなお成年後見の質的・量的な拡張可能性の検討も怠るわけにいかない特殊な事情を抱えているため、余計に大きなジレンマが生じている。

まず質的な拡張については、第三者後見人にとっての実務上の難題とされる医療同意と死後の事務をめぐる、後見人の権限拡張にかかわる課題がある。いずれも、第三者後見人の急増によって、「成年後見の社会化」が表面的には著しく進んだ一方で、第三者後見人の活動を支えるための法的・社会的な環境整備が放置されたままになっていることに起因する同根の現象である。従来、この2つの領域は、家族の地位に伴う法的な権利（たとえば法定相続人の地位）や家族に関する社会的な慣行（たとえば近親者による手術同意書への署名）を通じて対処されてきていたといえる。このため、「後見人＝親族」という等式が成立していた禁治産宣告の時代には、問題が意識されることはなかったが、この等式が大きく崩れた現在では、これらを成年後見人の職務として位置付けるべきかが正面から問われることになったわけである（上山泰『専門職後見人と身上監護［第2版］』（民事法研究会、2010年）160頁以下）。

他方、制度の利用に関する量的な拡大の必要性についても、特に認知症高齢者の消費者被害の現場を中心に、成年後見の利用が必要な人にまだ行き渡っていないという声が根強い。民法上の詐欺・強迫の規定はもとより、たとえ消費者契約法上の取消権や特商法上のクーリングオフなどの消費者保護のための仕組みを駆使したとしても、そもそも被害の認識が薄く、事件が顕在化しにくい認知症高齢者の事案では現実の救済につながらないことも少なくない。これに対して、行使が容易で強力な取消権に加えて、被害の発見から救済手段の適正な行使による被害の回復まで包括的に支援できる成年後見人をセットで提供する法定後見の仕組みは、最強の法的な保護手段であり、支援の現場で成年後見のさらなる普及が期待される心情も決してわからない話ではない。

【四 後見実務における意思決定支援の実現】

しかしながら、現在の成年後見に対する国際的な逆風の中では、制度利用者数の量的な拡張はもとより、後見人の権限の質的な範囲の拡張についても、少なくとも現行制度の枠組みを維持したままでは、容易に実現できる話でないことは明らかだろう。現在の法定後見制度は、「自己決定の尊重」や「ノーマライゼーション」という新理念を導入した一方で、その具体的な制度設計の面ではかつての禁治産宣告制度の骨格を大筋で受け継いでいる。このため、特に成年後見類型については、本人の個別具体的なニーズに合わせて、後見人の権限を柔軟に増減させることができず、本人の現有能力に見合わない過干渉のリスクが非常に大きくなっている（しかも、このリスクは「成年後見制度の転用問題」を通じて、さらに民法以外の法領域にまで波及している）。これに対して、近年の諸外国における成年後見制度の設計は「必要最小限の範囲での介入原則（筆者のいう「小さな成年後見」の理念）」を基盤に据えたものとなっており、まずは、この視点を踏まえた法定後見制度の再改正が急務というべきだろう。加えて、この新たな「小さな成年後見」の仕組みに、意思決定支援の理念と手法を接合させる必要がある。障害者の社会的包摂という社会政策上の新しい公理からすれば、判断能力不十分者に対する支援の原則的な手法を意思決定支援とすべきことに異論はない。ただし、少なくとも法的な支援領域においては、本人の適正な保護のための最後の手段として、「小さな成年後見」の理念に基づく必要最小限の代理・代行決定の仕組みを補充的に併置することも必要である。

しかし、なによりも重要なのは、実はこうした支援の大枠は、民法858条の解釈論を通じて、現行制度の運用の次元でもかなりの程度まで実現できるということである（菅富美枝「民法858条における「本人意思尊重義務」の解釈」名古屋大学法政論集259号129頁（2013年））。既にリーガルサポートでは、こうした支援の方向を目指した「後見人の行動指針」を公表している。この指針の中では、「法定代理権の行使に先立って、まずは本人自身による意思決定の可能性を追求すること」や、「取消権の行使を必要最小限の範囲に留めること」といった、意思決定支援の原則化に親和的な権限行使の理念型が模索されている。今後、こうした先進的な取り組みが、後見人一般に共有されていけば、国際的にも未確立の意思決定支援の具体的な法制度化を待つことなく、意思決定支援の理念を体現した後見的支援を実務の中でかなりの程度までは実現することができるだろう。仮に将来、法制度としての意思決定支援の仕組みが法制化されたとしても、これを動かす社会に意思決定支援の理念が根付いていなければ、結局は画餅に帰すおそれが大きいといえ、まずは「後見人の行動指針」を掲げたリーガルサポートの今後の実践が、後見実務の常識、ひいては日本社会の常識を大きく変えていくことを心から期待したい。

新成年後見制度制定・リーガルサポート設立 15周年記念

特別寄稿②

身元保証問題と“無縁社会”



吉田 克己氏（よしだ かつみ）

現在、早稲田大学 大学院法務研究科教授、弁護士
著書『現代市民社会と民法学』（日本評論社、1999年）、
『市場・人格と法』（北海道大学出版会、2012年）ほか多数。

【現代型身元保証問題の登場】

現在、多くの療養型病院や施設では、入院・入所に際して、身元保証人を要求している。親族がいれば親族が身元保証人になることが多い。しかし、親族がいず、成年後見人が付されているような場合には、身元保証人の要請が成年後見人に向けられることが多く、それが合理的であるかが問題となっている。

ところで、保証は、一般的にもその負担の過大性故に問題視され、現在法制審議会で進行中の民法債権法改正作業においても、個人保証の制限が立法上の課題になっている。しかし、現在問題となっている身元保証は、一般的保証とは問題のあり方が相当に異なる。それはまた、伝統的な身元保証とも性格が異なり、「現代型身元保証問題」ともいうべき新たな問題領域となっている。

一般の保証とまず比べてみると、大きくは2つの相違点がある。

①一般の保証の場合には、過大な負担を実際に支払う覚悟なしに引き受けてしまうことが問題である。つまり、負担の過大性がここでの問題である。これに対して、現代型身元保証においては、保証すべき債務が不明確で広汎であることがその特徴である。たしかに、金銭債務について保証債務を負わされることもあるが、債務ともいえない事実行為について括弧付き「義務」を負わされることが少なくない。債務が過大になるというより、たとえば、遺体の引取りのように、負いわれのない不合理な負担を事実上負わされる危険があることが問題である。

②一般の保証の場合には、過大な負担であるにもかかわらず、情誼に基づいて軽率に引き受けてしまうことがある。つまり、軽率性がここでの基本的問題である。これに対して、現代型身元保証の場合には、軽率に契約を締結するのではない。身元保証を引き受けないと本人の入院・入所等が不可能になるおそれがあるがゆえに、その問題性は認識しながら、やむをえずに身元保証人になるのである。事実上の強制性がここでの問題である。

次に伝統的身元保証と比べてみると、伝統的身元保証においては、その前近代的性格が問題とされた。そこでは、身元保証の「前近代的・封建遺制的性格」（西村信雄『身元保証の研究』〔有斐閣、一九六五年〕）が批判されたのである。これに対して、現代型身元保証問題の登場は、規制緩和、そして官から民へという新自由主義的な政策の展開と密接に関連している。施設入所に関しては、従来の措置から契約へという流れの中で、身元保証人が必要とされるようになっているのである。その意味で、この問題は、まさに現代的な性格を帯びている。

【身元保証人と成年後見人】

それでは、たとえば司法書士が成年後見人になっているような場合に、身元保証人への就任要請を受けるべきであろうか。法的問題に限定して考えるならば、この問題に対する回答は単純である。成年後見人は、身元保証人になる必要はないし、なるべきではない、ということである。さまざまな同意書や確認書等については、必要があれば、成年後見人の名義で署名することで足りるはずである。

まず、成年後見人の職務には、身元保証人になることは含まれていない。金銭債務の保証についても職務内容外であるし、その他もろもろの事実上に負担（退院の支援、遺体の引取り等）についてもそうである。そうであれば、成年後見人が身元保証人になる必要はない。

次に、「なるべきではない」という点である。これについてよく指摘されるのは、利益相反になる可能性があるということである。つまり、保証人として一定の債務を弁済する場合には、求償の問題が生じる。これは利益相反だというわけである。たしかにそうであるが、これだけであれば、特別代理人を選任すればよいともいえるので、これが決定的な理由になるわけではないであろう。

この点については、むしろ、身元保証人への就任と成年後見人としての職務との不整合性を挙げるべきであろう。つまり、成年後見人が職務をきちんと果たしていれば、被後見人の財産から債務を履行するのであるから、保証債務を弁済しなければならないということにはならないはずである。保証債務を弁済しなければならないというのは、被後見人の財産がなくなっていることを意味している。成年後見人としては、そのような事態を避けるべく努力すべきなのであって、身元保証人になるというのは、そのような成年後見人の職務と整合しない。

さらに補足的に、仮に身元保証人になったとしても、それに法的意味はさほどないことを指摘しておく必要がある。いくつかの「入院証書」あるいは「入院保証書」を見ると、身元保証人に要求されるのは、次のような事項である。①患者本人の身元に関する一切のこと。②退院の指示があった場合には、責任をもって退院する。③入院料その他の諸料金の支払い。しかし、①については、債務を特定できないので、法的には意味がない。②については、退院の保障は法的債務にならない。このようにして、法的に意味があるのは、③だけということになる。なお、これは、根保証に当たる。民法改正作業の中で、個人根保証については極度額の定めが必要で、それを定めないと無効になる旨の案が検討されている。これが実現すると、③については、極度額の定めが必要になることに注意しておきたい。

法的な議論としては以上のようなことになる。しかし、だから身元保証人にはならないということで問題への対処を終わらせてよいのか。これが次に問われるべき問題である。

【現代型身元保証のジレンマ】

この問題を考えるために、まず、現代型身元保証にはジレンマがあることを押さえておきたい。

代的現象が、一方で病院・施設にとっての身元保証の必要性を基礎づけるとともに、他方で本人側の身元保証人確保の困難性を基礎づけている。ここに、現代型身元保証のジレンマがある。

【現代型身元保証問題の社会的背景】

このように見てくると、現代型身元保証問題の根はきわめて深いことに気づく。先に示した社会的絆の稀薄化がさらに進むと、行き着く先は「無縁社会」である。無縁社会という言葉は、二〇一〇年のNHKスペシャルでの放送とそれを契機とする書籍の出版(NHK「無縁社会プロジェクト」取材班編『無縁社会――〝無縁死〟3万2千人の衝撃』[文藝春秋、二〇一〇])を機に人口に膾炙するようになった。この書物では、「ひとりぼっち」が増え続ける日本が描かれ、その背景として、「家族の絆」の稀薄化、「単身化の時代」の到来、「社縁」の喪失などが語られていた。

戦後の日本は、良かれ悪しかれ「右肩上がりの時代」であった。一九四〇年代後半のベビーブームとそれに続く人口急増、そして一九六〇年代から始まる高度経済成長という二重の「右肩上がり」が、戦後日本社会の構造を規定した。高度経済成長を支えたのは、24時間企業のために働くことができる企業戦士から構成される日本型企業であった。このような企業から構成される企業社会の下で、家族は、消費を基本とし、男女の役割分担が貫徹した核家族を主要な型態とするものに変容していった。核家族は、子どもを育て終わった後は、求心力を保つのが難しい。他方で、大都市に「企業戦士」を供給した地方の農村は、若い働き手を失って急速に高齢化し、そこの家族もまた、求心力を低下させていく。

一九九〇年代に入ると、「右肩上がりの時代」の終焉がはっきりしてくる。出生率の低下と少子高齢化が問題とされるようになり、二〇〇〇年代に入ると、人口は減少局面に転じる。近時は、人口減少の深刻な問題性がマスコミにおいても取り上げられ、広く認識されるようになっている。経済レベルの「右肩上がりの時代」の終焉については、もはやかつてのような高度経済成長がありえないことは、誰の目にも明らかになっている。第二次安倍内閣の経済政策であるいわゆる「アベノミクス」によって、景気が浮揚しているとのキャンペーンも張られている。しかし、「異次元」と呼ばれるようまでも――促進要素として機能している。

【現代型身元保証問題にどのように向き合うか】

以上のように見てくると、現代型身元保証問題に対処するということは、根本的には、その背後にある社会的絆の稀薄化と無縁社会の進行に向き合うということだということが分かる。それは、容易な課題ではない。しかし、根本的な対処は困難で、講じる対処策は表面的なものでしかないとしても、そのことを自覚しつつ、できることはあるはずである。2つの方向を提示しておきたい。

第一は、いわば消極的な対応策であるが、身元保証人を求める病院・施設等に対して、そのニーズを満たすために、身元保証という制度は必ずしも整合的ではないということを丁寧に説明することである。つまり、身元保証には、いざという時の対応を確保するという観点からはさほどの法的意味がないこと、他方で、このニーズの確保という観点からは既存の制度を用いてかなりの対応が可能であることを説明することである。金銭債務不履行のリスクについても、成年後見人は、身元保証人としてではなく、成年後見人としての資格で、そのリスクに対応することを理解してもらうことが望ましい。

第二は、より積極的な対応策である。身元保証人に求められる機能で、金銭債務保証以外のものは、既存の日常生活支援事業、介護・福祉・医療サービスの利用、地域住民による見守り活動などで解決可能なケースが多い。そのような態勢作りに努めることによって、病院・施設等が身元保証人を求める必要性を事実上減少させることが可能になろう。また、各種NPOなどによる安価で使いやすい身元保証サービスの構築も有益である。成年後見人に就任している司法書士や弁護士も、このような活動の一角を担うことができるであろう。

要するに、社会的絆を人為的に創出しようというのが現代型身元保証の主たる機能なのであるが、社会的絆あるいはその代替物を身元保証とは別に創出していくことによって、身元保証のニーズ自体を減少させていくということである。それは、無縁社会といわれる現代の社会において、たとえわずかなものであるとはいえ、社会的絆を回復・創出していく活動として、貴重な意味を持つであろう。

まず、病院・施設側の立場を考えてみると、成年後見人に身元保証人になることを要求することには、それなりの理由がある。ここでは、身寄りがない入院希望者が問題になっている。つまり、本人に社会的絆が欠如しているわけである。そうであれば、病院・施設側として、いざという場合の対処に困ることになる。そのような場合の連絡先として機能し、さらには対処策を講じてくれる役割を、身元保証人に求めるのである。保証本来の債務保証ももちろんあるだろうが、それだけではない。それよりもむしろ、上記の機能が大きいというべきであろう。

しかし、今度は本人サイドに視点を移してみると、本人にしてみれば、成年後見人とは別に身元保証人を確保すること自体が困難である。もともと、ここでは、親族などに頼ることができない、社会的絆に乏しい者への対処が問題になっている。本人に社会的絆に乏しいことが、一方では病院側が成年後見人等を身元保証人として要求する理由となっているが、その同じ理由の故に、本人にとっては成年後見人以外の者を身元保証人として確保することが難しいということになっているのである。

要するに、社会的絆の稀薄化という現な金融緩和によって回復したようにみえるのは株価だけで、それは、実体経済には顕著な効果を与えていない。

この「右肩上がり」の終焉と絡まり合う形で、政府の政策レベルでは、新自由主義に基づく規制緩和と構造改革が推し進められている。

ここで標榜される「小さな国家」の下で、生活保護を始めとする社会保障が大幅に切り詰められようとしているのが、ここでの文脈にとって重要である。家族は、経済的基礎だけで支えられているわけではないが、それでも経済的基礎は重要である。その点でのセーフティーネットが効かなくなっているのである。

「右肩上がり」の経済の終焉は、企業社会の終焉をも意味した。終身雇用と年功序列を特徴とする日本企業の雇用システムは、この間、急速に解体しつつある。非正規雇用が増大し、失業率も増大している。そのような状況の下で、さらに雇用関係における規制緩和が推し進められようとしている。たとえば、働いた時間ではなく成果で報酬が決まる「残業代ゼロ」制度(ホワイトカラーエグゼンプション)の導入などである。

これらすべてが、社会的絆の稀薄化と社会の無縁社会化の――原因とはいわない

15周年記念行事

新成年後見制度制定 リーガルサポート設立 15周年記念式典・祝賀会

日時 2014年11月25日［火］ 式　典 16:00～ 祝賀会 18:00～

会場 ザ・キャピトルホテル東急 1階「鳳凰」
（東京都千代田区永田町2-10-3）

15周年記念式典 プログラム

開　　会

主催者挨拶　齋木 賢二（日本司法書士会連合会会長）
松井 秀樹
（(公社)成年後見センター・リーガルサポート理事長）

来賓祝辞（予定）
上川 陽子氏（法務大臣）
塩崎 恭久氏（厚生労働大臣）
河村 建夫氏（衆議院議員）
村田 斉志氏（最高裁判所事務総局家庭局長）
宮﨑 誠氏（日本司法支援センター理事長）

感謝状授与　利谷 信義氏（東京大学名誉教授・
(公社)成年後見センター・リーガルサポート元理事）
櫻井 秀也氏
（医師・(公社)成年後見センター・リーガルサポート元理事）

記念講演　藤田 耕三氏（弁護士・日本司法書士会連合会顧問）

閉会挨拶　（(公社)成年後見センター・リーガルサポート副理事長）

15周年記念式典 記念講演



藤田 耕三氏
（弁護士・日本司法書士会連合会顧問）

平成3年5月 東京地方裁判所所長に就任
平成5年3月 仙台高等裁判所長官に就任
平成7年11月 広島高等裁判所長官に就任
平成9年6月 法務省公安審査委員会委員長に就任
平成11年7月 内閣司法制度改革審議会委員に就任

【主な著書】●「民事保全法」（有斐閣・共編著）
●「訴訟上の和解の理論と実務」（西神田編集室・共編著）
●「不動産訴訟の実務［七訂版］」（新日本法規・共編著）

15周年記念祝賀会 プログラム

開会挨拶　齋木 賢二（日本司法書士会連合会会長）
来賓祝辞
祝　　杯　細田 長司（日本司法書士会連合会名誉会長）
祝　　宴
主催者謝辞　松井 秀樹
（(公社)成年後見センター・リーガルサポート理事長）
閉会挨拶　（日本司法書士会連合会 副会長）

15周年記念シンポジウムのご案内

「行動指針の意義と今後の成年後見制度の課題」

定員 180名 参加無料

日時 2014年12月13日［土］
13:00～17:00（受付開始 12:30）

会場 大手町サンケイプラザ『301-304号室』
（東京都千代田区大手町1-7-2）

プログラム
【基調講演】
テーマ「行動指針の意義と今後の成年後見制度の課題」
【基調報告】
「行動指針『7つの区分』の解説」
【パネルディスカッション】
「成年後見人はどう行動すべきか」
～行動指針の意義と今後の成年後見制度の課題～

※詳細はホームページをご覧ください。

関連記事は本誌P25-26をご覧ください。

シンポジウム

私の決めたい医療
～医療行為における本人の意思決定支援～

定員 250名 参加無料

日時 2015年1月12日［月・祝］
13:00～17:00（受付開始 12:30）

会場 京都府立医科大学
附属図書館合同講義棟内「図書館ホール」
（京都市上京区広小路通河原町西入）

プログラム
【基調報告】
報告者：
迫田 博幸
（医療行為の同意検討委員会委員）
【シンポジウム】
パネリスト：
小賀野 晶一氏（千葉大学法政経学部教授）
成本 迅氏（京都府立医科大学講師・医師）
名倉 勇一郎（医療行為の同意検討委員会委員長）
コーディネーター：
中野 篤子（医療行為の同意検討委員会副委員長）

※詳細はホームページをご覧ください。

リーガルサポート近年の歩み

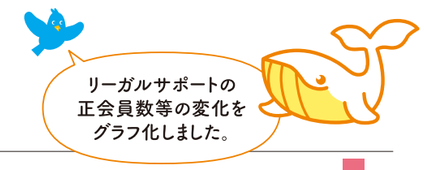
Legal Support history

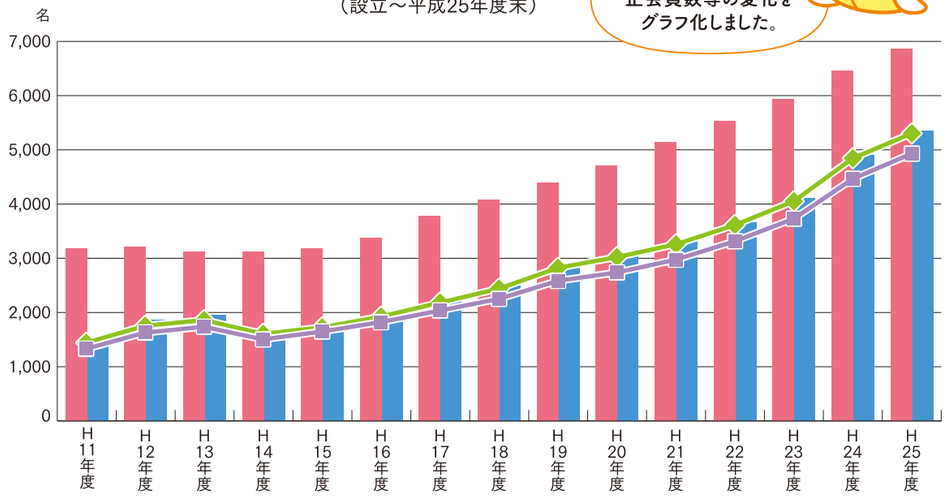
年	月	できごと
1999［平成11年］	12	**社団法人 成年後見センター・リーガルサポート設立**
		～ 省 略 ～
2011［平成23年］	3	**公益社団法人の認定を受ける**
		東日本大震災発生。当法人は災害対策本部を設置
	4	**公益社団法人へ移行**
2012［平成24年］	2	シンポジウム「市民後見人のありかたと公的支援制度 ～これからの地域社会のために～」を開催（東京にて）
	6	第3回研究大会開催（広島にて）
	7	リーガルサポートプレス創刊号発刊
	10	成年後見法世界会議（オーストラリア・ビクトリア州メルボルン）
	11	シンポジウム「高齢者虐待の防止に向けた地域連携について ～高齢者が安心して幸せな生活を送るために～」を開催（東京にて）
2013［平成25年］	1	市民後見人養成講座　第1巻「成年後見制度の位置づけと権利擁護」の発行
	2	市民後見人養成講座　第2巻「市民後見人の基礎知識」の発行
		市民後見人養成講座　第3巻「市民後見人の実務」の発行
		シンポジウム「『成年後見人はどう行動すべきか』～成年後見人の行動指針を考えよう～」を開催（東京にて）
	3	成年被後見人は選挙権を有しないとしている公職選挙法の違憲判決
	5	公職選挙法改正を求める署名活動を行い、総務省へ持参
		講演会「イギリス及びドイツの成年後見制度の現状について」を開催
	9	自治体向けセミナー「市民後見人育成事業への取組み」を開催
	11	シンポジウム「成年被後見人が受ける170を超える権利制限 選挙権は回復したけど… ～普通の市民として歩める社会を目指して!」を開催（東京にて）
2014［平成26年］	5	医療行為における本人の意思決定支援と代行決定に関する報告及び法整備の提言
		『後見人の行動指針』の提言（本誌25・26頁ご参照）
		リーガルサポートの考える「市民後見憲章案」の公表（本誌24頁ご参照）
	6	第4回研究大会開催（札幌にて）
	7・9	自治体向けセミナー「市民後見人育成事業への取組み」を開催（東京・京都にて）
	11	『市民公開シンポジウム「私の決めたい医療～医療行為における本人の意思決定支援～」』（東京にて）

会員数・受託事件数の推移

正会員数及び後見人等候補者名簿登載者数推移表

（設立～平成25年度末）





内訳

※司法書士法人正会員含む

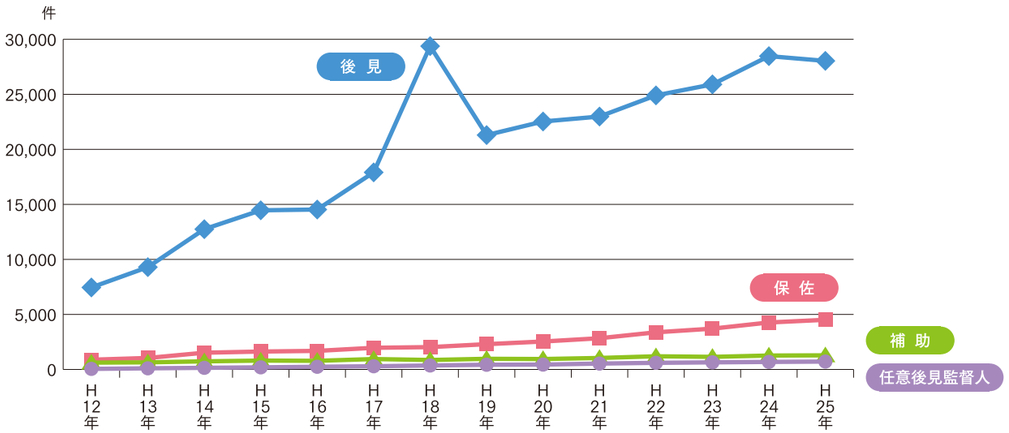
（名）

	正会員数	後見人及び後見監督人候補者名簿のいずれかに登載している会員	後見人候補者名簿登載者	後見監督人候補者名簿登載者
H11年度	3,173	1,530	1,483	1,371
H12年度	3,204	1,857	1,796	1,671
H13年度	3,114	1,952	1,900	1,776
H14年度	3,115	1,687	1,647	1,545
H15年度	3,184	1,801	1,766	1,690
H16年度	3,373	1,993	1,965	1,864
H17年度	3,780	2,244	2,222	2,076
H18年度	4,077	2,500	2,479	2,292
H19年度	4,397	2,881	2,863	2,624
H20年度	4,712	3,074	3,060	2,777
H21年度	5,135	3,306	3,296	3,014
H22年度	5,528	3,662	3,652	3,353
H23年度	5,938	4,104	4,089	3,768
H24年度	6,453	4,898	4,881	4,503
H25年度	6,868	5,352	5,338	4,966

ご参考までに、裁判所が公表している「全国成年後見 年別件数推移」（平成12年～平成25年）をご紹介します

～裁判所公表資料「成年後見関係事件の概況」より抜粋～

申立件数の推移



内訳

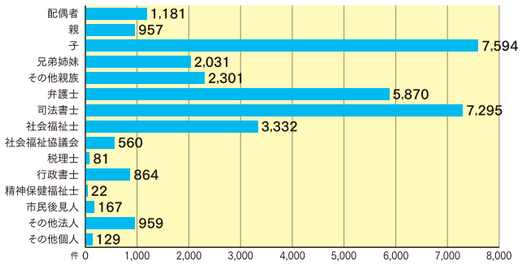
H12年～19年は4月～翌年3月の統計、20年以降は1月～12月の統計

（件）

	H12年	H13年	H14年	H15年	H16年	H17年	H18年	H19年	H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年
申立件数														
後見	7,451	9,297	12,746	14,462	14,532	17,910	29,380	21,297	22,532	22,983	24,905	25,905	28,472	28,040
保佐	884	1,043	1,521	1,627	1,687	1,968	2,030	2,298	2,539	2,837	3,375	3,708	4,268	4,510
補助	621	645	737	805	784	945	859	967	947	1,043	1,197	1,144	1,264	1,282
任意後見監督人	51	103	147	192	243	291	360	426	441	534	602	645	685	716
申立件数合計	9,007	11,088	15,151	17,086	17,246	21,114	32,629	24,988	26,459	27,397	30,079	31,402	34,689	34,548
認容終局した件数														
後見	2,980	6,630	8,966	12,023	12,309	14,498	27,558	19,757	20,695	21,264	23,119	24,092	25,969	26,397
保佐	240	713	962	1,316	1,271	1,806	1,932	2,040	2,273	2,457	3,102	3,464	3,801	4,154
補助	272	472	550	670	684	853	799	856	896	987	1,135	1,061	1,123	1,152
任意後見監督人	20	67	83	147	150	201	260	273	326	421	451	526	563	575
認容終局合計	3,512	7,882	10,561	14,156	14,414	17,358	30,549	22,926	24,190	25,129	27,807	29,143	31,456	32,278
成年後見人等と本人との関係について（H19年までは件数データなし）														
親族									17,100	16,389	16,758	16,420	15,661	14,064
弁護士									2,265	2,358	2,918	3,278	4,613	5,870
司法書士									2,837	3,517	4,460	4,872	6,382	7,295
社会福祉士									1,639	2,078	2,553	2,740	3,121	3,332
社会福祉協議会									区分無	区分無	区分無	340	402	560
税理士									区分無	区分無	区分無	74	71	81
行政書士									区分無	区分無	区分無	704	829	864
精神保健福祉士									区分無	区分無	区分無	15	21	22
市民後見人									区分無	区分無	区分無	92	118	167
その他法人									487	682	961	782	884	959
その他個人									636	784	956	205	161	129
合計※									24,964	25,808	28,606	29,522	32,263	33,343

※1件の事件について成年後見人等が複数の場合があるため、総数は認容終局事件数と一致しない

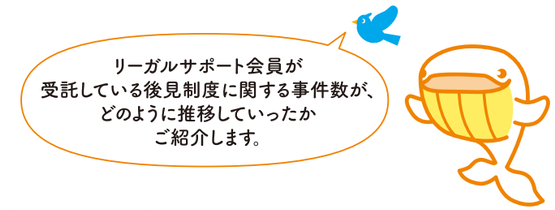
成年後見人等と本人との関係について（H25年）



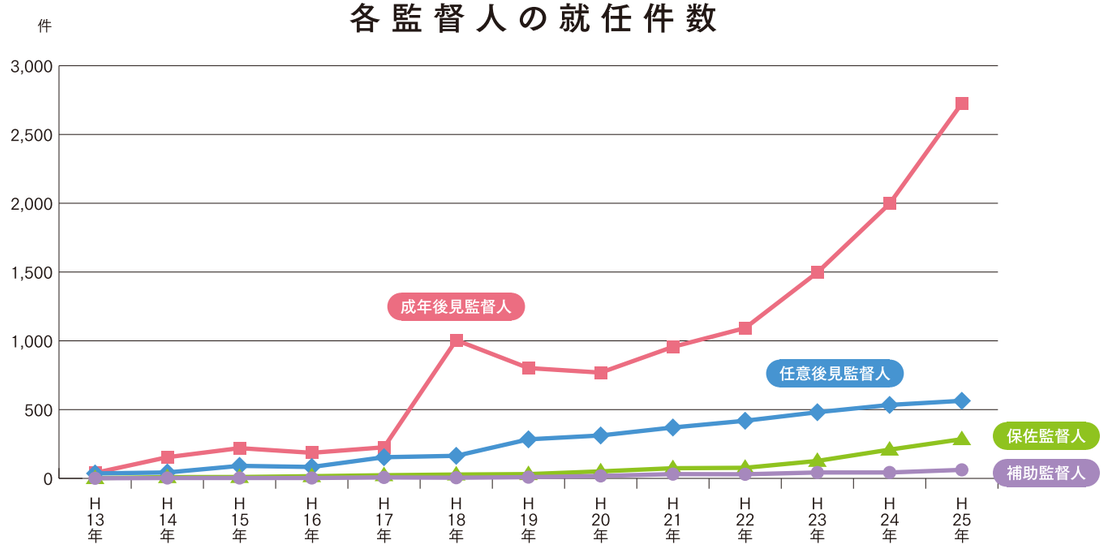
※配偶者・親・子・兄弟姉妹・その他親族の合計14,064件

リーガルサポート受託事件 件数推移表

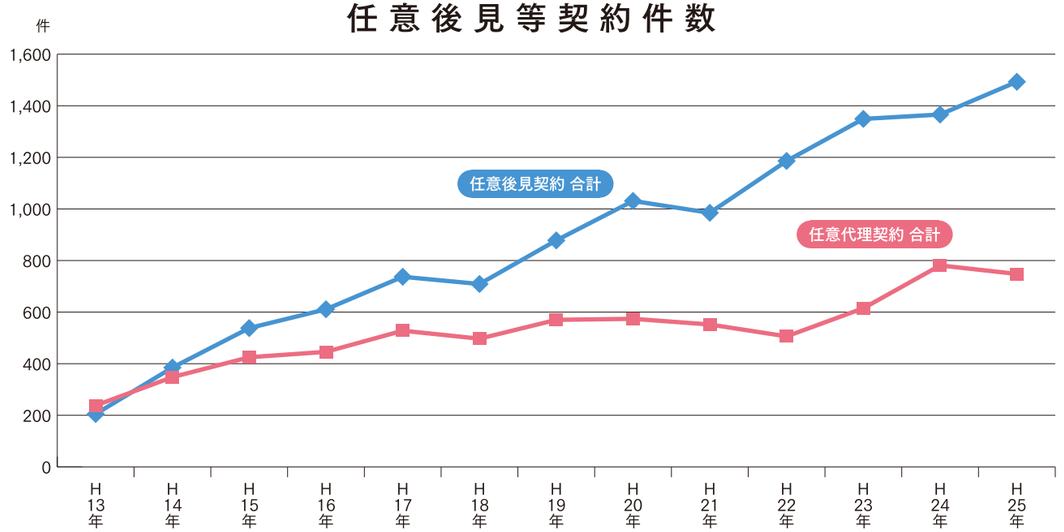
（平成13年～平成25年）



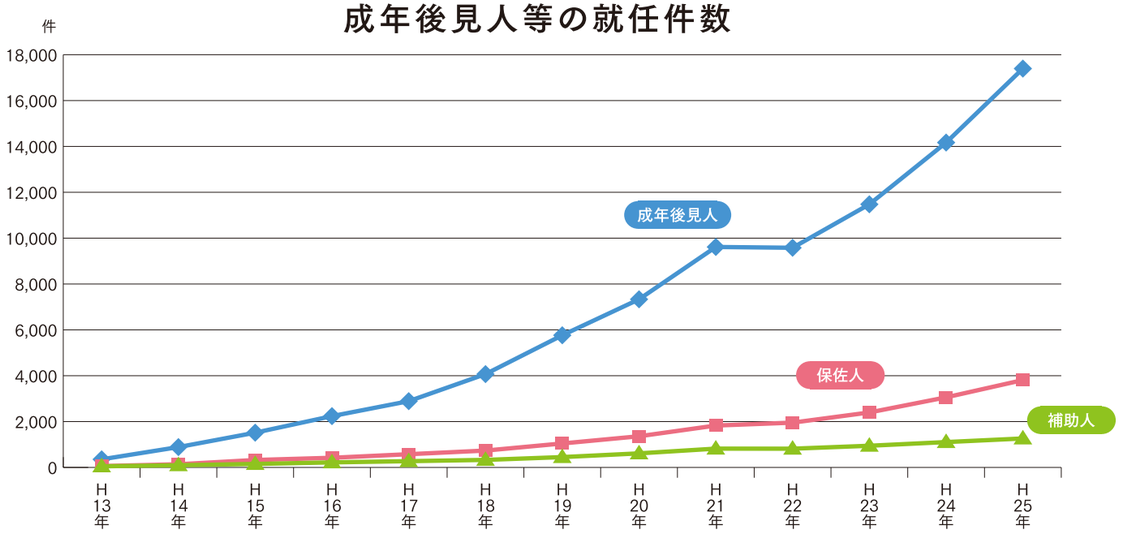
各監督人の就任件数

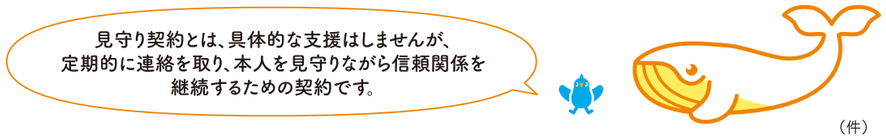


任意後見等契約件数



成年後見人等の就任件数





内訳

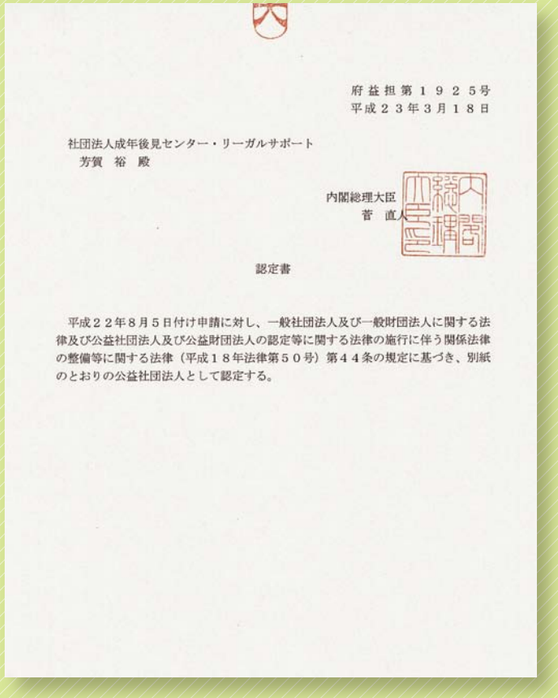
（件）

	H13年	H14年	H15年	H16年	H17年	H18年	H19年	H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年
契約の締結について													
見守り契約												717	695
任意後見契約（未発効）										1,020	1,179	1,206	1,307
（業務遂行）										166	170	160	186
任意後見契約　合計	205	385	538	611	737	709	878	1,031	985	1,186	1,349	1,366	1,493
任意代理契約（未発効）										272	341	504	465
（業務遂行）										234	274	277	283
任意代理契約　合計	238	348	425	446	528	497	570	574	552	506	615	781	748
成年後見人等の就任について													
成年後見人	353	887	1,515	2,237	2,890	4,070	5,764	7,333	9,615	9,580	11,476	14,169	17,395
保佐人	59	138	324	421	577	735	1,045	1,359	1,827	1,953	2,397	3,057	3,810
補助人	49	96	151	221	273	328	451	613	820	817	945	1,106	1,263
任意後見監督人	36	43	91	83	154	164	284	312	370	419	481	534	564
成年後見監督人	40	154	220	186	226	1,005	802	769	956	1,093	1,497	1,997	2,726
保佐監督人	2	9	10	16	23	28	31	51	74	77	127	209	285
補助監督人	1	3	3	3	7	5	9	18	31	30	43	43	62
遺言執行者											166	194	140

※平成21年までは年度末（3月末）時点、平成22年以降は9月末時点の件数　※平成21年までの契約数は、未発効・業務遂行の区分なし
※見守り契約は平成24年より、遺言執行者は平成23年より調査開始

公益認定書

リーガルサポートは、平成23年3月18日付けで
公益社団法人として認定されました。



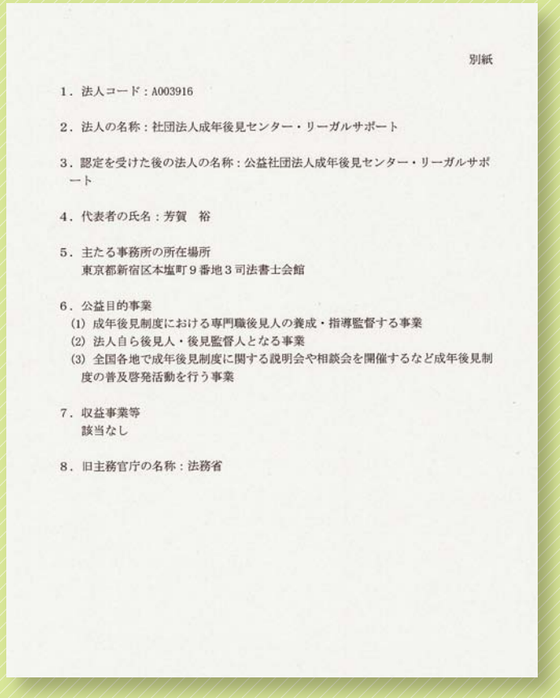
府益担第１９２５号
平成２３年３月１８日

社団法人成年後見センター・リーガルサポート
芳賀　裕　殿

内閣総理大臣
菅　直人

認定書

平成２２年８月５日付け申請に対し、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成１８年法律第５０号）第４４条の規定に基づき、別紙のとおりの公益社団法人として認定する。



別紙

１．法人コード：A003916

２．法人の名称：社団法人成年後見センター・リーガルサポート

３．認定を受けた後の法人の名称：公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート

４．代表者の氏名：芳賀　裕

５．主たる事務所の所在場所
東京都新宿区本塩町９番地３司法書士会館

６．公益目的事業
(1) 成年後見制度における専門職後見人の養成・指導監督する事業
(2) 法人自ら後見人・後見監督人となる事業
(3) 全国各地で成年後見制度に関する説明会や相談会を開催するなど成年後見制度の普及啓発活動を行う事業

７．収益事業等
該当なし

８．旧主務官庁の名称：法務省

事務局紹介

私達リーガルサポートを支えてくださる事務局の皆さんです

公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート（以下、リーガルサポートという。）の事務局は東京に本部、各都道府県（北海道は4ヶ所）に50の支部が設置されています。今回は事務局を代表して本部事務局の紹介をいたします。

本部事務局は四ッ谷の司法書士会館内に事務所を構え、現在、事務局長以下13名の職員が在籍しています。職員は、会員名簿の管理や本部委員会活動、シンポジウム開催の運営補助など様々な業務を行っています。



設立15周年を迎え、リーガルサポートは日本最大の後見人供給団体となりました。今後も高齢者や障害者の権利擁護活動を行う会員のもと、会員がよりよい執務環境を築けるよう事務局としてサポートして参る所存です。どうぞよろしくお願いいたします。





リーガルサポートのしくみと組織





支援を受けたい人



支援・サポート　相談

業務審査　業務審査委員会

会員（司法書士）

業務報告　指導・監督

支部
全国50支部

方針　報告

専門職後見人養成・指導監督事業
法人後見・法人後見監督事業
成年後見普及啓発事業
法人管理業務等
常任理事会
理　事　会

本部

公益社団法人　成年後見センター・リーガルサポート

委員会
- 総務委員会
- 財務委員会
- 広報委員会
- 研修委員会
- 業務相談委員会
- 執務管理委員会
- 法人後見委員会
- 実践成年後見企画委員会
- 出版委員会
- 高齢者・障害者等虐待防止委員会
- 制度改善検討委員会
- 医療行為の同意検討委員会
- 紛議調査委員会
- 組織財政改革検討委員会
- 後見人の行動指針策定委員会
- LSシステム検討委員会
- 市民後見人育成事業支援委員会

平成26年10月1日現在

法人賛助会員
- 三井住友信託銀行株式会社
- 三菱UFJ信託銀行株式会社
- SMBC 日興証券株式会社
- 株式会社三井住友銀行

当法人の活動にご賛同いただける方（個人・法人・団体を問いません）に賛助会員になっていただいております。ご希望の方はご連絡ください。

Q&Aコーナー特別座談会

司法書士が解決します!!
ここが知りたい!成年後見制度を振り返って

【出席者】
- 岩井　英典（常任理事　札幌支部）
- 武藤　　進（広報委員長　東京支部）
- 石川　　亮（千葉県支部）
- 大島留美子（新潟県支部）
- 齋藤　博厚（埼玉支部）
- 常川　郁代（東京支部）
- 平野　　浩（山梨支部）

【司　会】
- 大桃　涼輔（札幌支部）



司会：みなさんこんにちは。司会の大桃と申します。本日は、リーガルサポートプレス（以下「LSプレス」という）の連載企画「司法書士が解決します!!―ここが知りたい!成年後見制度―」の執筆者の皆様にお集まりいただきました。広報委員になったばかりの新米ですが、皆様よろしくお願いいたします。

さて、早速ですが、まず初めにこの連載コーナーを企画した趣旨を岩井常任理事にお伺いしたいと思います。

岩井：そうですね～、まずLSプレスについてですが、まずは成年後見制度とリーガルサポートをもっと市民の皆さんに知ってもらいたいという思いから発刊しました。新しい成年後見制度が制定されてから15年を迎えましたが、制度の在り方や実務の運用などの問題点も徐々に明らかになってきています。また、今の成年後見制度は介護保険制度と同時に施行されたことからもお分かりのように、運用面においても認知症高齢者の支援に重きが置かれていた感の強い制度でしたが、障害者差別解消法が制定され国連の障害者権利条約を批准したことから、障害者の方々にもさらに使い勝手のよいものにしていかなければなりません。いわば成年後見制度は次のステージへと進化していかなければならない時期に来ているということになります。リーガルサポートは、成年後見制度が制定されて以来、わが国最大の後見人受託団体としてこの制度を支えてきたわけですが、これからもオピニオンリーダーとして走り続けていく以上、このように変わりつつある成年後見制度の実態をわかりやすく発信していくことは、市民に対する私たちの責務でもあるわけですね。そして、Q&Aコーナーでは、まさに今の後見制度の生の姿を「わかりやすく伝える」ということに焦点を当てているんです。読者の対象はケアマネージャーになったばかりの方や、親族後見人の方々を念頭においています。大桃君、どう?わかりやすいでしょこのコーナー。

司会：ありがとうございます。さすが話好きの岩井常任ですねぇ。続いて、LSプレス創刊号を担当した石川さんに聞いてみたいと思います。Q&Aの第1回はさすがにシンプルな内容ですね。「成年後見制度を申し立てるタイミング」と、「どの類型による申立をするのがいいのか」という質問ですが、これさすがに簡単すぎませんか?

石川：いやいや、専門家でもここで結構悩むのではないでしょうか?認知症の初期の段階だと、ケアマネージャーや周囲の人は本人が詐欺に遭うんじゃないかとか、火事を起こすんじゃないかとかいろいろ心配になりますよね。でも本人は何でも自分でできると思っているから、「後見人が必要ですよね?」と聞いても、自分にはいらないという。この段階で足踏みをして先に進まないことが多いのではないでしょうか。相談を受ける私たちの側にもスキルと経験が必要になりますし、後見に関わる業務の中でも最も気を使う場面の一つですよね。

司会：なるほど、さすが石川さんですね。成年後見は奥が深いということがよく分かりました。それでは「後見」「保佐」「補助」の類型についてはいかがでしょうか?私はかねがね、「保佐」と「補助」という用語がわかりにくいと思っているのですが。

石川：そうですよね。病院や施設などで「～の後見人です」というとわかってもらえることが多くなりましたが、「～の保佐人です」とか「～の補助人です」といってもまだまだわかってもらえないことが多いですよね。以前、岩井常任理事が「保佐後見人」、「補助後見人」というネーミングを提案していましたが、なるほどわかりやすいネーミングですよね。

岩井：ちなみに、お隣の韓国では、「成年後見」「限定後見」「特別後見」という呼び方をしているようですよ。

大島：医師の診断書をみても、後見類型の選択については迷っているな～と感じることも多いですね。重い類型を選択した方が本人の保護になると考えている医師も多いのでしょうか?

石川：それはわかりませんが、LSプレス6号では「医師から見た「診断書」～アンケート調査結果から～」という特集を組んでいます。このアンケートの中で、類型の判断に迷った場合に何を基準に判断するかという問いがありますが、軽い類型にするという医師の割合が15％、重い類型にするという医師の割合が26％と、重い類型を選択する医師が多いという結果が出ているようです。これは貴重なデータですね。

司会：では続きまして、LSプレス2号に移りましょう。あれ?この写真の方はどなたですか?

武藤：東京支部の古本吉子さんです。大桃君は知らないかもしれませんね。大桃君が委員になる前に広報委員をされていた方ですよ。

司会：そうでしたか。ご本人から直接お話しを聞きたかったですね。本日の座談会にいらっしゃらなくてとても残念です。ところで、2号は任意後見制度についてのQ&Aですね。任意後見制度は一見手続きが複雑に感じますけれども、このようなQ&A方式だと一般の方にも理解してもらいやすいですよね。

続きましてLSプレス3号です。担当の常川さんよろしくお願いします。相談内容は、親族が成年後見人になった場合の業務についてでしたね。後見人になって最初に行う裁判所への報告ですが、親族後見人は専門職と違い慣れていませんから時間がかかると思います。期限までに報告ができない場合はどうしたらよいでしょうか。実は僕もよく遅れてしまうんですけど…。

常川：報告が間に合わない場合は、事前に裁判所へ連絡しておきましょう。とりあえずできるところまで作成して報告してもよいと思いますよ。例えば、財産目録を提出して収支予定は○月○日頃提出します、とするなどですね。期限を過ぎても提出も連絡もせずにいると後見人を解任されることもありますから、注意してください。これは初回だけでなく、その後の報告においても同様です。報告する内容はだいたい決まっていますから、できれば、早めに書類作成の準備をしておくとよいと思います。通帳の記帳をしたり、レシートや領収書などの整理はまめにしておきましょう。

平野：私などはついつい「後でまとめてやろう」なんて思ってしまうのですけれども、報告時に苦労するのは結局私なんですよね。わかってはいるんですけどね～。

司会：ところで、後見人としての業務を行っていく上で悩んだり困ったり、ということがあると思いますが、そうした場合はどうしたらよいでしょうか。



常川：後見人になったときに裁判所から渡されるハンドブックなどは事前によく目を通しておきましょう。リーガルサポートでも親族後見人を対象とした講座を行っておりますし、後見に関する様々な書籍も発行しております。なかでも「はじめての成年後見（加除出版）」という書籍は、後見人の業務をわかりやすく説明していますので参考になると思いますよ。また、一般の方向けには後見に関する相談会も随時行っており、経験豊富な司法書士がご相談に応じております。電話による相談もありますので、気軽にご利用頂ければ、と思います。他にも行政や社会福祉協議会で相談窓口を設けているところもありますし、管轄の裁判所に相談することもできますので、一人で抱え込んで悩むことがないようにして頂きたいと思います。

司会：いろいろな相談先があって、安心ですね。常川さんありがとうございました。ええっと、続きましてプレス4号の回答者は司法書士ランナーズの齋藤さんでしたね（笑）。その後、ランニングの調子はいかがですか？

齋藤：ええ、ランニングの方は春にフルマラソンを走った後、今は秋の全国司法書士マラソン大会に向けて走り込んでいるところです。

司会：ところで、齋藤さんへの相談内容は、「居住用不動産の処分」についてでしたね？

齋藤：ええ、そうでした。私自身、成年後見人として、4～5件の居住用不動産の処分経験がありましたので、なんとかうまくお答えできたかなぁ～と思っています。

司会：その経験された中で、これはと思われたようなことがありましたら、ご紹介いただけますか？

齋藤：はい。このケースは、当初私としては居住用不動産の処分には当たらないだろうと思っていたのですが、裁判所に相談したら、「許可申立をするように」との指導があったもので、びっくりしたケースです。事案は、もともとご主人と二人で暮らしていた建物なのですが、ご本人が施設に入所した後に、建物はご主人から息子さんに贈与され、名義も息子さんのものになっていました。その後、ご主人が亡くなり、認知症が進んできたご本人のために私が成年後見人に選任されたわけです。成年後見人就任後しばらくしてから、息子さんから「空き家にしておくのはもったいないので、第三者に賃貸したい」と言ってきたわけです。その時の私は、いくらご本人がかつて住んでいたとは云え、今では息子さん名義になっているのだし、問題はないだろうと思ったのですが、何か引っかかるものがあって、裁判所に相談したところ、先ほどの指導があったわけです。裁判所の許可の審判書には「使用貸借契約を合意により解除することを許可する」とありましたが、このケースでご本人が息子さんに使用貸借権を主張できるかは微妙だなぁ～とは思ったものの、裁判所に相談して良かったかなと思った次第です。



石川：へぇ～。そんなケースでも居住用処分の許可が必要になるんですね。ご主人とご本人の使用貸借契約を息子さんが贈与によって承継したという構成を取るのでしょうか、それともご主人と息子さんの使用貸借契約を相続したという構成を取るのでしょうか。民法第599条には反しますけれども。

司会：なるほど。「居住用不動産」にあたるかどうかについて判断に迷ったときは、裁判所に相談すると云うことは、大事なことですね。今日はとても勉強になる日ですね。齋藤さんありがとうございました。それにしても皆さんお話が上手のようでどんどん進みますねぇ。まるで原稿を用意してきているようです。では続きまして、プレス第5号で回答者を務めた新潟県支部の大島さん、いかがですか？

大島：私は「どんな人を後見人候補者にしたらいいの？どんな人が後見人に選任されているの？」という相談内容にお答えしました。その時点でご紹介した最高裁判所事務総局家庭局の統計は平成24年のものでしたが、昨今、平成25年の統計が公表されました。それによると、平成25年1月から12月までの1年間で、成年後見関係事件の申立件数は3万4548件で、後見制度が平成12年に開始されてから、初めて前年よりも0.4％減少しました。これは、何か理由があるのか、皆さん、どう思われますか？

常川：1つは裁判所が後見人の選任に対して慎重になっているからではないでしょうか。後見人の不正事件を防ぐために裁判所が候補者以外の専門家を後見人に選任するケースが増えているような気がします。また、一度申し立てをすると裁判所の許可がなければ取り下げができなくなったことも申立件数に影響を与えているのでしょうか。

司会：なるほど。そういう理由もあるのかもしれませんね。

大島：それから、後見人等に選任されている親族と専門職との割合ですが、全体の約42.2％（前年は約48.5％）が親族で、約58.8％（前年は約51.5％）が司法書士や弁護士、社会福祉士などの第三者が選任されています。前年同様、第三者後見が親族後見を上回りました。

司会：第三者後見の内訳はどうなっていますか？

大島：はい。その内訳は、弁護士が5870件（前年は4613件）で、対前年比で約27.2％の増加、司法書士が7295件（前年は6382件）で、対前年比で約14.3％の増加、社会福祉士が3332件（前年は3121件）で、対前年比で約6.8％の増加となっています。

司会：とすると、第三者後見でもっとも多く選任されている専門職の後見人は、今年も司法書士なんですね？

大島：はい、そうです。司法書士の選任件数は、施行当時からどんどん増えて、平成25年に至っては、全体の約21.8％、7000件を超えました。後見人等に選任された者のうち、5人に1人は司法書士になる計算です。

武藤：そこまで司法書士が選任されているのは、手前味噌になりますが、やはりリーガルサポートへの高い信頼性によるものなんですよね。

大島：そうですね。リーガルサポートは司法書士が適正な後見業務を行うための組織として、後見制度開始から15年間ずっと司法書士会員に対する細やかな指導監督を行ってきました。その結果と言えるのではないでしょうか。

司会：今後も司法書士が後見制度のよき担い手でありつづけると思いますか？

大島：う～ん…はい。リーガルサポートが存在し続ける限り、真摯に後見業務を遂行している司法書士が多数いる限り、今後も司法書士への信頼はますます大きくなっていくものと思います。う～ん、なんだか自分で自分にプレッシャーをかけたような気もしますが(笑)

司会：自ら振り返ってみると、日々、日常的に後見業務を行っていると、「真摯に」という点が疎かになってしまうことがあるかもしれません。私も気を付けなければならないなと思いました（笑）。そろそろ少し休憩にしますか？え？時間がない！それではLSプレス6号で回答者を務めた委員長の武藤さん、どうですか？6号のQ&Aは「成年後見人が、相続人になったらどうするの？」がテーマでしたね。

武藤：いつも多くご質問を頂くのが『自筆証書遺言書』についてです。「どのように書いたら良いの？」、「検認ってなに？」、「一度書いたら書き直せないの？」などです。長所の『費用がかからず、いつでも作成できる』点が魅力的のようです。

司会：費用がかからないのが一番ですね。

武藤：ですが、「無効」になる可能性があるので注意が必要です。

司会：え、そうなんですか？それでは、『自筆証書遺言書』の作成方法について教えてください。

武藤：遺言者本人が、遺言書の全文を自筆します。この点が重要です。ワープロで作成した書面に、氏名だけを自筆したものは無効です。氏名だけでなく、年月日もすべて自筆します。捺印は、認印で大丈夫ですが、出来たら実印で捺印することをお薦めいたします。

平野：確か、財産目録のみワープロで作成した遺言書が無効になった判例や、遺言書の入った封筒の封じ目に押印されていた遺言も有効であるとした判例がありました。遺言の要件については判例もしっかり頭に入れておく必要がありますね。

司会：『検認』についても、お教えください。

武藤：『検認』ですが、遺言者の死亡を知った後、家庭裁判所へ申立てる手続きです。

司会：誰が、その手続きをするのですか？

武藤：『自筆証書遺言書』の保管者又はこれを発見した人です。申立てのとき、遺言者の一四、五歳から死亡時までのすべての戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本、相続人全員の戸籍謄（抄）本が必要です。家庭裁判所が、推定相続人の方へ書面で「遺言書がありました。検認手続きを行いますので裁判所に出頭して下さい。」と連絡します。

司会：『検認』手続きをしてしまえば、安心ですね。

武藤：いえいえ、そうでもないですよ。検認手続きは、遺言書の偽造・変造を防ぐための手続きですから、もしも、遺言書に疑問を抱いて異議を唱えても、裁判所は検認手続きだけを行います。

司会：それは、どういうことですか。もう少し詳しく教えてください。

武藤：なぜなら、『検認』は、遺言の有効・無効を判断する手続ではないからです。遺言の無効を主張したいときは、地方裁判所へ訴えを提起することが必要です。

司会：ところで、遺言書は、一度書いたら書き直せないのですか？



武藤：そんなことはありません。遺言書は、自筆証書遺言書でも、公正証書遺言書でも、何度でも作成し直すことが出来ます。新しい日付で作成したものが優先します。ですから、遺言書の日付が重要になります。

司会：『自筆証書遺言書』にもいろいろと難しい点があるんですね。やっぱり司法書士へ相談します。

武藤：「好きです司法書士」、「よかった、司法書士に相談して」と言われるように、私たちも日々勉強していますので、ぜひご相談ください。そういえば、君も司法書士でしょ…。

司会：おっとっと、今日はよく汗をかく日ですね…。早く終わりにしてビール飲みに行きたいですね。プレス第7号で回答者を務めた山梨支部の平野さん、補足しておきたいこと等ありますか?相談内容は「後見登記について教えてください」というものでしたね。

平野：はい。私は後見登記制度を支える登記事項証明書のうち「後見登記等がされている証明書」について説明させていただきましたが、誌面の都合で「後見登記等がされていない証明書」には触れられませんでした。

司会：へぇー、「後見登記等がされていない証明書」なんていうのもあるんですね。せっかくの機会ですので、ぜひ説明して下さい。

平野：たとえば契約の相手から「あなたは被後見人等ではありませんよね。単独で有効に契約ができる人ですよね」と確認を求められたときなどに、この「後見登記等がされていない証明書」を利用するわけです。

司会：請求先や請求方法は「後見登記等がされている証明書」とほぼ同じなんですか?

平野：はい。所定の法務局の窓口で申請書の用紙をもらって住所や氏名や生年月日を記入し、本人確認のための運転免許証等を提示して申請します。費用は印紙代が300円です。

司会：終了時間が迫ってきましたが、平野さん、他にお話したいことはありますか。愛犬の話でもいいですよ。

平野：そうですね。よく「後見人になって初めて届出をする場合、たとえば複数の銀行に本人名義の預金があるときは、銀行の数だけ登記事項証明書を用意しなければなりませんか」という質問を受けますが、銀行でその都度コピーを取ってもらって原本は返してもらえる、ということを是非覚えておいてもらいたいです。

大島：でも例外的にコピーでは駄目な場合もあるように聞いていますが。

平野：はい。銀行によっては、後見人が新規に被後見人名義の預金口座を開設しようとする場合、登記事項証明書のコピーでは駄目で原本自体を預けて下さいと言われる場合もないわけではありません。

石川：他にもコピーで対応できないケースがありましたか?私はあまり経験がないのですが。

平野：私の経験では、後見人として被後見人が所有していた車を廃車手続きにしてナンバープレートを運輸局へ返しに行った際、登記事項証明書のコピーでは駄目で原本の預かりを求められました。

司会：それでは時間になりましたので、座談会を終了したいと思います。皆様お疲れ様でした。僕も今日は本当に勉強になりました。それでは、ビールを飲みに…と言いたいところですが、岩井常任理事から最後に一言いただきましょう。

岩井：大桃君、そう簡単には飲みに行かせませんよ。冒頭に、成年後見制度は次のステージへと進化していかなければならない時期に来ていると申しましたが、次のステージがどのようなものであるべきなのかは、まだ明確には見えてきておりません。ただ、世界の潮流は代理支援から本人の意思決定支援へとなってきていることは事実です。成年後見制度に携わる人たちにも本人の意思決定支援をより重視した「選択」が求められるようになるでしょう。「選択」といえば、今年は、あのハムレットの有名なセリフ「To be or not to be」を生みだした劇作家ウィリアム・シェイクスピア生誕450年の年だそうです。「To be or not to be」の一般的な訳としては「生きるべきか死ぬべきか」という究極の「選択」を述べたセリフとされていますが、後見人はこれからも様々な場面で常にこの「選択」を迫られる状況に立つことに変わりはないでしょう。そして、大桃君、そこで重要なことは、今自分が行おうとしている「選択」はいったい誰のための「選択」なのかということを決して忘れてはならない、ということです!おっと!なにやらちょっと熱くなってきちゃいましたね。ところで、今日の皆さんの飲み会での選択はビールですか?それとも…



リーガルサポートの考える「市民後見憲章案」について

当法人が考える市民後見人及び市民後見人育成事業のあるべき姿を、「市民後見憲章案」として策定しました。

老人福祉法、知的障害者福祉法、障害者総合支援法等の改正を受け、本年度以降、いよいよ全国において本事業の実施が本格化することが予想されます。ついては、当法人の提案するこの「市民後見憲章案」が自治体等により採択される等各地での事業の実施にあたり参考とされ、適正かつ堅実な市民後見人育成事業推進の一助となることを希うものです。

また、この「市民後見憲章案」を基に、市民後見人をはじめ関係各所との意見交換を行い、誇りと共助の精神に支えられた「市民後見」の統一した概念を確立することも目指したいと考えます。

市民後見憲章案

市民後見は、良識ある市民が自らの意思により、誇りと共助の精神をもって、自らの暮らす地域の高齢者・障害者の権利の擁護を担うものです。さらにその活動は、地域社会における権利の擁護を推進し、地域に支え合いの力を取り戻します。

1. 市民後見人は、良識ある生活者としての経験を生かし、本人の思いに寄り添い心の通い合う後見活動を行います。
2. 市民後見人は、その職務と責任を理解し、自己研鑽を重ね、本人の権利の擁護と本人の支援に努めます。
3. 市民後見人は、行政・司法・福祉・医療などの関係者と連携を図りながら、本人の生活の質を高める後見活動を行います。
4. 行政は、責任をもって市民後見人を支援する組織をつくり、市民後見人を養成し、その活動を支援します。
5. 支援組織は、安定的に確保された財源により、常設の機関として維持運営されます。
6. すべての人々は、市民後見人に対して敬意を表明します。
7. 成年後見制度に関わるすべての人々は、市民後見人に対して協力を惜しみません。
8. 市民後見活動は、支援を受ける本人の幸福を希求します。そして、共に助け合う地域社会全体の幸福を希求します。

後見人の行動指針

リーガルサポートは成年後見制度の基本理念に立ち返り、民法858条を基準としつつも、さらにイギリス2005年意思決定能力法、2010年成年後見制度に関する横浜宣言の基本原則などの世界の新しい考え方や、本年2月19日に我が国において発効した障害者の権利に関する条約の理念にも目を向け、そこに実務で培った経験を考慮して、これからの新しい行動指針を策定いたしました。

我々は、後見人が事務を行うにあたって、この行動指針を策定した。

その目指すところは、「自己決定の尊重」、「現有能力の活用」、「ノーマライゼーション」といった我が国の成年後見制度の基本理念を自覚するとともに、本人の自己決定を支援し権利の制約を最小限にする世界の成年後見制度の潮流を取り入れ、より本人と向き合った事務がなされ、適切な代弁活動をすることにより本人の最善の利益を図ることにある。

A.本人との関わり

1. 本人の性格、生活歴、障害や病気など、本人自身を知るよう努めよう。
2. 本人を知るため、定期的に面会しよう。
3. 本人の意思、希望、価値観などを尊重しよう。

B. 本人による意思決定の支援

1. 本人による意思決定を支援し、その決定された意思を尊重しよう。ただし、本人の身体又は財産に重大な不利益が生じるおそれのあるときは、そのことを本人に説明し、本人の利益に適う決定がされるよう支援しよう。

C. 代理権の行使

1. 後見人が代理権を行使するときでも、前提となる意思決定は本人にしてもらうよう働きかけよう。
2. 本人による意思決定が困難で後見人が本人に代わって意思決定をするときは、本人の意向や希望をくみ取り、推定される本人の意思に沿った決定をしよう。
3. 後見人が本人に代わって意思決定をするときは、本人の権利や行動の自由に対する制約がより少ない方法を選択しよう。

D. 同意権、取消権の行使

1. 事後に取消権を行使することより、事前に同意権を行使することを意識しよう。
2. 同意権を行使するときは、十分な情報を本人に理解できるように伝え、本人の意思決定を支援したうえで、同意するか否かを判断しよう。
3. 取消権の行使は、本人の身体又は財産に重大な不利益が生じるおそれがあるなど、やむを得ない場合に限定しよう。
4. 取消権を行使するときは、その必要性を本人に説明し、できる限り本人の理解を得るようにしよう。

E. 本人の生活への配慮

1. 本人の意向を尊重し、本人が安定した生活を送れるよう支援しよう。
2. 本人が利用できる制度等の社会資源について情報を収集し活用しよう。
3. 本人の財産は、単に保全するだけでなく、生活の質を向上させるために活かそう。
4. 本人を支援する人との連携を保ち、それぞれの役割を分担しながら本人の生活を支えよう。
5. 本人が虐待、放任、搾取等の被害をうけていないか気を配ろう。

F.事務の姿勢

1. 後見人の職務と立場を自覚し、公正かつ誠実な後見事務を心がけよう。
   ①本人との利益相反、利害の対立に注意する。
   ②会計管理や後見事務の正確な記録を残す。
   ③本人の財産は、後見人自身の財産と明確に区別して管理する。
   ④審判や契約で定められた報酬と事務費用のほかに、金銭や利益の供与を受けない。
   ⑤第三者後見人への遺贈は、後見人の関与を疑われるおそれがあるので受けない。
2. 与えられた権限を逸脱しないようにしよう。
3. 本人のための後見人であることを自覚し、周囲の関係者の意向に引きずられないようにしよう。
4. 自らの事務について、定期的に振り返る機会を持とう。
5. 周囲の関係者の意見を聞き、自らの事務が独善に陥らないようにしよう。
6. 後見人の経験をもとに、成年後見制度の内容や運用を改善するための意見を出そう。

G.法定後見申立や任意後見契約締結にあたって

1. 制度の仕組みと本人が受ける制約を、本人や周囲の関係者に十分説明しよう。
2. 法定後見では、本人の状態にあった類型の申立てを心がけよう。
3. 法定後見の代理権や同意権は、それが本人への制約になることを意識し、必要最小限の権限の付与を求めよう。
4. 任意後見の受任をしようとするときは、時間をかけて本人の理解に努め、信頼関係の構築を図ろう。
5. 任意後見を受任するときは、本人の知識、経験及び財産の状況等に配慮して適正な契約内容を考えよう。
6. 任意後見の受任者は、本人の状況を把握し、適切な時期に任意後見監督人の選任を申し立てよう。

15周年記念シンポジウムのご案内
2014.12.13「行動指針の意義と今後の成年後見制度の課題」開催　詳しくは本誌P12をご覧ください。

リーガルサポート 成年後見クイズ

正解はこのページの下にあります。

Q1 下記の中で、本人以外が申立人となるときに、申立てに際して本人の同意が必要になるものは？

❶ 後見開始
❷ 保佐開始
❸ 補助開始

Q2 平成25年になされた成年後見開始等申立てのうち、鑑定が実施された割合は？

❶ 約1%
❷ 約10%
❸ 約50%

Q3 下記の中で、後見人等になることができるのは？

❶ 未成年者
❷ 破産者
❸ 被後見人

Q4 下記の中で、現在、最も多く選任されているのは？

❶ 親族後見人
❷ 専門職後見人
❸ 市民後見人

Q5 下記の中で、平成25年に最も多かった申立人と本人の関係は？

❶ 配偶者
❷ 兄弟姉妹
❸ 市区町村長

Q6 下記の中で、任意後見人が有している権限は？

❶ 取消権
❷ 同意権
❸ 代理権

Q7 成年後見等開始の申立ては、どこの管轄の家庭裁判所にする？

❶ 本人の住所地
❷ 申立人の住所地
❸ 後見人候補者の住所地

Q8 裁判所の許可を得ないで行うと無効になってしまう成年後見人の行為は何？

❶ 定期預金の解約
❷ 居住用不動産の処分
❸ 遺産分割協議

Q9 成年後見制度を利用すると喪失（失職）する可能性のあるものは？

❶ 選挙権
❷ 被選挙権
❸ 公務員資格（職）

リーガルサポートのキャラクターを紹介します！

ホットちゃんは、色々な困りごとをエールくんに相談し、エールくんは多くの困りごとを受け止め、解決への手助けをします。全国50支部と多くの会員数を誇るリーガルサポートのイメージから生まれました。

エールくん

ネーミングの由来

「ホエール（くじら）」と、“応援する”という意味の「エール」をかけて

特徴：●白くて、とっても体が大きい ●色々な相談ができて頼りになる
特技：●メッセージ型の潮を吹き上げる

ホットちゃん

ネーミングの由来

相談した際に「ほっと」するサポートを行うことから

特徴：●明るい未来へと導く幸せの青い鳥 ●エールくんに市民の声を届ける
特技：●歌うこと

成年後見クイズ 正解 Q1：❸／本人以外が申立人になるときに本人の同意が必要となるケースとしては、補助開始申立以外に、保佐人に対する代理権付与の申立があります。 Q2：❷／鑑定が実施された場合、鑑定の期間としては1ヶ月以内のものが最も多く（全体の約56.6%）、鑑定の費用としては5万円以下のものが最も多い割合となっております（全体の約67.0%）。 Q3：❸／後見人等になることができない者は法律で決められており、その中に被後見人に関する規定はありません。ただ、実際に裁判所が被後見人を別の方の後見人として選任する可能性は0に近いと思います。 Q4：❷／平成24年に、制度開始以来初めて専門職後見人の選任数が親族後見人の選任数を上回りました。 Q5：❸／本人と申立人の関係で、市区町村長は子に次いで2番目に多く、平成25年には5,046件の申立がありました。 Q6：❸／任意後見人は代理権しか有しておりませんので、同意権や取消権が必要になった場合は法定後見に移行する必要があります。 Q7：❶／成年後見等開始の申立ては、本人が実際に住んでいる所（住民票上の住所ではありません）を管轄する家庭裁判所に対して行います。 Q8：❷／居住用不動産の処分には、売却、賃貸、担保権の設定、借りていた居住用不動産の賃貸借契約の解約などが該当します。
Q9：❸／公務員資格（職）のほか、司法書士などの資格や医師や会社役員等の地位を喪失する可能性があります。

リーガルサポート 書籍紹介

隔月誌 実践成年後見



成年後見実務に関する最新の情報を提供する唯一の専門雑誌！ 専門誌としてのクオリティはそのままに、成年後見制度の広がり、かかわる方の多様化に対応して誌面を刷新！ 毎号の特集では実務で直面している問題点に焦点をあて、わかりやすく解説！

発行：民事法研究会
（隔月誌 1月・3月・5月・7月・9月・11月発刊）
価格：1,836円（税込）～

後見六法



成年後見実務に携わる上で必要な法令を収録。あわせて未成年後見に関する法令も収録した、後見に関するハンディな六法です。
■法令編
関係法令等50件収録！
■資料編
実務で役立つ情報が満載！

出版：民事法研究会　2014年7月発刊
価格：4,104円（税込）

成年後見監督人の手引き



後見監督業務に特化した「唯一の実務書」です。「後見人や被後見人・親族との関係の築き方」「後見人に伝えるべき留意点とは?」「職務上で気をつけるべき点」など、押さえておきたいポイントを網羅し、法定後見監督人だけでなく、任意後見監督人についてもフォローしています。

出版：日本加除出版　2014年9月発刊
価格：2,700円（税込）

かんたん記入式 成年後見人のための管理手帳 第2版



「記録しやすく、参照しやすい」「後見事務の注意点を確認できる」「簡潔に情報や書式が盛り込まれた」、まさに成年後見人のための【手帳】が発刊になりました。親族後見人に適した内容です。既刊「はじめての成年後見」と合わせて是非ご利用ください。

出版：日本加除出版　2014年2月発刊
価格：1,080円（税込）

市民後見人養成講座≪全3巻≫ 出版：民事法研究会

第1巻「成年後見制度の位置づけと権利擁護」



市民後見人のあり方から成年後見制度のしくみ、成年後見実務で関連する民法その他の法律知識を、一般の方にも理解できるように平易に解説しています。

2013年1月発刊
価格：2,268円（税込）

第2巻「市民後見人の基礎知識」



成年後見の実務に直結する法律・制度から成年後見対象者の基礎知識、対人援助のノウハウまで多岐に亘る内容で、全ての後見人にとって役立つ一冊です。

2013年2月発刊
価格：2,808円（税込）

第3巻「市民後見人の実務」



就任から財産目録の作成、財産管理、身上監護、終了手続、「死後事務」の問題など実務での具体的考え方や手法を詳細に解説しています。また、グループワークに利用できる検討課題も充実。

2013年2月発刊
価格：1,836円（税込）

成年後見教室 実務実践編 3訂版



初めて成年後見人として実務を行う人のための、理解しやすい、行き届いた実践的教本。成年後見人として判断に困っているそれぞれの状況に応じて、その該当するページを開けば、問題解決の糸口が早く見つかるように構成しました。初めての成年後見人が悩み迷う時、すぐに頼れる心強い「道しるべ」!

出版：日本加除出版　2013年2月発刊
価格：2,700円（税込）

成年後見教室 課題検討編 2訂版



実務経験のある成年後見人を対象に、周辺や奥行きに広がる実務上の課題を解説。成年後見制度をより幅広い視野から、様々な課題ごとにより深く掘り下げて検討することで、成年後見制度に対する理解が一層深まるよう構成しました。広大な「成年後見の森」の探求を続けようとする時に役立つ「鳥瞰図」!

出版：日本加除出版　2010年10月発刊
価格：2,700円（税込）

これで安心! これならわかる はじめての成年後見 ～後見人の心得お教えします～



はじめて「成年後見」に出会ったという方のために、そのしくみや実際に「後見人」に選ばれた方が出会うさまざまな疑問や心配ごとについて、「Q&A」で分かりやすく解説! ある家族の物語を通して、成年後見人がどのような活動をするのかが、流れに沿って分かります。

出版：日本加除出版　2009年2月発刊
価格：1,080円（税込）

※表示価格は2014年11月現在です。

Legal Support Press

【リーガルサポートプレス】

バックナンバー紹介

本誌は成年後見制度をより多くの方に知ってもらうために発行している情報誌です。リーガルサポート本部のホームページからダウンロードできます。

VOL.1【創刊号】



2012年7月 発行

- ●特集「市民後見人」を考える
- ●報告 シンポジウム「市民後見人のありかたと公的支援制度」
- ●報告 5月26日 日本成年後見法学会 障害者権利条約と成年後見
- ●人間の尊厳は不可侵である ～ドイツ視察を終えて～
- ●コラム 成年被後見人に選挙権を！ ～選挙権回復を求める署名活動にご協力を～
- ●第1回Q&Aコーナー 司法書士が解決します!!
  1.成年後見制度を申し立てるタイミングって？
  2.「後見」「保佐」「補助」どの制度を利用？

VOL.2【秋・冬号】



2012年11月 発行

- ●特集 虐待防止のためにできること ～障害者虐待防止法の施行を受けて～
- ●報告 施行直前!障害者虐待防止法シンポジウム「どこにでもある虐待の芽に気づくために」
- ●市民公開シンポジウム（平成24年11月25日）「高齢者虐待の防止に向けた地域連携について」のご案内
- ●第2回Q&Aコーナー 司法書士が解決します!!
  任意後見制度とは？どんな手続きがあるの？

VOL.3【春 号】



2013年3月 発行

- ●特集 成年後見制度利用支援事業 ～アンケート調査から見えてきた運用実態と課題～
- ●報告 成年後見法の理想と支援のあり方 ～メルボルン世界会議報告～
- ●報告 市民公開シンポジウム「高齢者虐待の防止に向けた地域連携について」
- ●報告 後見人の行動指針シンポジウム「成年後見人はどう行動すべきか」
- ●第3回Q&Aコーナー 司法書士が解決します!!
  成年後見人になったら、どんなことをするの？

VOL.4【夏 号】



2013年7月 発行

- ●特集
  再び『市民後見人』を考える
- ●成年後見制度利用者（被後見人）の選挙権の回復を受けて！
- ●報告 講演会
  「イギリス及びドイツの成年後見制度の現状について」
- ●報告 日本成年後見法学会第10回学術大会「任意後見制度の現状と問題点」
- ●第4回Q&Aコーナー 司法書士が解決します!!
  いなかにある本人名義の土地・建物を売りたいんですが…？

VOL.5【秋 号】



2013年10月 発行

- ●特集 病院・施設等における身元保証等について ～実態調査から見えてきた緊急課題～
- ●報告 成年後見選挙権回復ありがとう集会
- ●自治体向けセミナー「市民後見人育成事業への取組み」
- ●報告 第49回公益社団法人日本精神福祉協会全国大会 成年後見制度とは？ ～権利を守るための、精神福祉士の役割を考える～
- ●第5回Q&Aコーナー 司法書士が解決します!!
  どんな人を後見人候補者にしたらいいの？
  どんな人が後見人に選任されているの？

VOL.6【春 号】



2014年3月 発行

- ●特集 医師から見た「診断書」 ～アンケート調査結果から～
- ●成年後見制度利用促進法の現状と展望
- ●報告 市民公開シンポジウム 成年被後見人が受ける170を超える権利制限～選挙権は回復したけれど…
- ●「障害者の権利に関する条約」を批准したことに関する理事長声明
- ●第6回Q&Aコーナー 司法書士が解決します!!
  成年被後見人が、相続人になったときはどうするの？

VOL.7【夏 号】



2014年6月 発行

- ●特集 医療行為の同意を考える！ ～医療同意の場面における後見人等の役割～
- ●報告 第33回日本社会精神医学会におけるリーガルサポート発表 成年後見制度における医療と司法との連携について
- ●報告 保証被害対策全国会議第5回シンポジウム その身元保証は何のため？
- ●報告 日本成年後見法学会第11回学術大会
- ●第7回Q&Aコーナー 司法書士が解決します!!
  後見登記について教えてください。

小冊子紹介

小冊子及びリーフレットを、本部または全国の支部で配布しております。リーガルサポート本部のホームページからダウンロードできます。

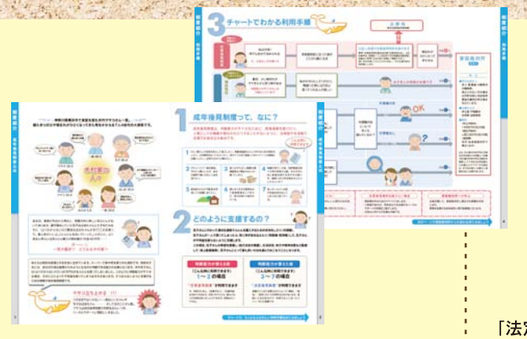


制度紹介リーフレット

三つ折りのリーガルサポートの組織紹介リーフレットです。

点字版もあります





いつも、あなたのそばに

成年後見制度およびリーガルサポートについて、わかりやすく解説した小冊子です。



成年後見物語

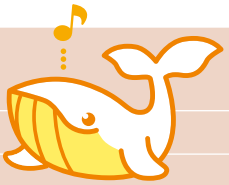
「法定後見」から「任意代理」「任意後見」「死後の事務」「遺言」にいたるまで、成年後見人の具体的な業務について、わかりやすく解説した小冊子です。



よくわかる成年後見

日本司法書士会連合会と共同で司法書士アクセスブック「よくわかる成年後見」を発行しました。同冊子では成年後見制度の説明から、制度の利用方法、制度の利用事例等を紹介しております。

編　集　後　記



今回のリーガルサポートプレスは15周年記念特集号ですが、15年前といえば、私はまだ中学生になったばかりの頃です。成年後見制度やリーガルサポートはもちろん、司法書士という名称すら知りませんでした。そう考えると、改めて15年間という歳月の重みを感じます。

さて、私の担当の1つに「成年後見クイズ」のコーナーがありました。全部で9つの問題を作成しましたが、皆さまいくつ正解できたでしょうか。もし成年後見制度検定なるものがあれば、独力で全問正解できた方は準2級くらいの知識があるかもしれませんね（何の根拠もありませんが！）。少しクイズの内容に触れますが、Q4の解答で、平成24年に制度開始以来初めて専門職後見人の選任数が親族後見人の選任数を上回ったと書きました。制度開始当初は、専門職後見人の選任割合は10%程度でしたので、この15年間で大きく変化したのです。少子高齢化や単身世帯増加の流れが止まることはないでしょうから、この傾向はますます顕著になっていくことが予想されます。このように、成年後見制度を取り巻く環境は、刻一刻と変化しています。15周年を迎えたリーガルサポートも、社会の要請に合わせた更なる変化・進化が求められているのだと思います。（り）

公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート支部一覧

HP マークのある支部にはホームページがあります　　各支部名で検索！　リーガルサポート ○○支部　検索

- 札幌支部 011-280-7078 HP
- 函館支部 0137-72-5325
- 旭川支部 0166-51-9058
- 釧路支部 0154-41-8332
- 宮城支部 022-263-6786
- ふくしま支部 024-533-7234
- 山形支部 023-623-3322
- 岩手支部 019-653-6101
- 秋田支部 018-824-0055
- 青森支部 017-775-1205
- 東京支部 03-3353-8191 HP
- 神奈川県支部 045-640-4345 HP
- 埼玉支部 048-845-8551 HP
- 千葉県支部 043-301-7831
- 茨城支部 029-302-3166 HP
- とちぎ支部 028-632-9420
- 群馬支部 027-224-7773 HP
- 静岡支部 054-289-3999
- 山梨支部 055-254-8030 HP
- ながの支部 026-232-7492 HP
- 新潟県支部 025-244-5141
- 愛知支部 052-683-6696 HP
- 三重支部 059-213-4666
- 岐阜県支部 058-259-7118
- 福井県支部 0776-30-0016
- 石川県支部 076-291-7070
- 富山県支部 076-431-9332
- 大阪支部 06-4790-5643 HP
- 京都支部 075-255-2578 HP
- 兵庫支部 078-341-8686 HP
- 奈良支部 0742-22-6707 HP
- 滋賀支部 077-525-1093
- 和歌山支部 073-422-0568
- 広島県支部 082-511-0230
- 山口支部 083-924-5220 HP
- 岡山県支部 086-226-0470 HP
- 鳥取支部 0857-24-7013
- しまね支部 0854-22-1026
- 香川県支部 087-821-5701
- 徳島支部 088-622-1865 HP
- 高知支部 088-825-3141
- えひめ支部 089-941-8065
- 福岡支部 092-738-1666 HP
- 佐賀支部 0952-29-0626
- 長崎支部 095-823-4710
- 大分支部 097-532-7579
- 熊本支部 096-364-2889 HP
- 鹿児島支部 099-251-5822
- 宮崎県支部 0985-28-8599
- 沖縄支部 098-867-3526

本部（東京）03-3359-0541

2014年11月30日発行

編集・発行

公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート

〒160-0003 東京都新宿区本塩町9番地3 司法書士会館5階
TEL 03-3359-0541　http://www.legal-support.or.jp

リーガルサポートのホームページには音声読み上げ機能があります！

リーガルサポート　検索